

## 弥富市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、弥富市地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、弥富市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

## （職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、弥富市総務部防災安全課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、弥富市の職員をもって充てる。

## （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

## （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、弥富市において定められている文書の取扱いの例による。

## （公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、弥富市において定められている公

印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月10日から施行する。

別表(第6条関係)

名 称	形 状	書 体	寸 法	
弥富市地域 公共交通活 性化協議会 会長之印	<table border="1"><tr><td>会 性 公 弥 長 化 共 富 之 協 交 市 印 議 通 地 会 活 域</td></tr></table>	会 性 公 弥 長 化 共 富 之 協 交 市 印 議 通 地 会 活 域	てん書	21×21
会 性 公 弥 長 化 共 富 之 協 交 市 印 議 通 地 会 活 域				
用 途	個 数	公印取扱責任者		
会長名をもって 発する文書	1	事務局長		